



事業主向け

給付 (もらう) 売上が50%以上減少した場合 売上が30%以上50%未満減少した場合 雇用の維持を図るための休業手当に対して補償 (企業向け) 新 雇用の維持を図るための休業手当に対して補償 (従業員向け) 学校等休業による補償 (雇用労働者向け) 学校等休業による補償 (フリーランス向け) 新 収入が減少した事業者の家賃を支援 新 売上急減した事業者の家賃を支援 宿泊事業者の感染予防策を支援 新 学生・留学生を含め働く場を失った人に短期雇用の場を提供	国 持続化給付金 対象：売上が前年同月比で50%以上減少している事業主 給付額：中小 上限 200万円、個人事業者 上限 100万円 申請受付 R3 1/15日まで 持続化給付金事業コールセンター 8:30-19:00 (7~12月 土曜除く) 直通 0120-115-570/IP電話 03-6831-0613
	県 福岡県持続化緊急支援金 法人：上限 50万円、個人事業者等：上限 25万円 国の「持続化給付金」の対象とならない売上30%以上~50%未満減の事業主 申請受付 7月末まで 福岡県持続化緊急支援金相談窓口 9:00-17:00 (土日祝除く) 0570-094-894
	国 雇用調整助成金 (新型コロナ特例措置) 対象労働者：1人1日 15,000円上限 助成率：①コロナの影響を受ける事業主 大企業 2/3 中小企業 4/5 ②解雇をしていないなどの要件を満たす事業主 大企業 3/4 中小企業 10/10 福岡労働局「福岡助成金センター」 8:30-17:15 (土日祝除く) 092-411-4701
	国 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金 (仮称) 対象：事業主が休業させた間の賃金の支払いが受けられなかった中小企業労働者 ※労働者自ら申請可能 給付額：平均賃金の8割程度 月額ベースで 33万円上限 厚生労働省 運用開始時期・問い合わせ先：未定 (ほたる7月号に掲載予定)
	国 小学校休業等対応助成金 対象：小学校等休校で労働者が有給休暇取得した場合 助成額：1日当たり 15,000円を上限で賃金相当額を助成 ※4月にさかのぼり適用 適用期間 9月末まで 学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター 9:00-21:00 (土日祝含む) 0120-60-3999
	国 小学校休業等対応支援金 対象：小学校等休校で休業したフリーランス 助成額：1日当たり 7,500円 ※適用期間 9月末まで 中小企業庁総務課 運用開始時期・問い合わせ先：未定 (ほたる7月号に掲載予定)
	国 家賃支援給付金 対象：5~12月において売上50%以上減少 (単月) または 売上30%以上減少 (連続した3ヶ月) 給付額：家賃の2/3 (法人50万円・個人25万円まで) 6ヶ月で最大 法人300万円、個人 150万円 ※上限超の場合、例外措置により6ヶ月で最大 法人 600万円、個人 300万円 家賃軽減支援金相談コールセンター (国の事業開始後問い合わせ可能) 9:00-17:00 (土日祝も開設) 092-285-0013
	県 福岡県家賃軽減支援金 給付額：家賃の1/15 6ヶ月で最大 法人30万円、個人 15万円 ※上限超の場合、例外措置により6ヶ月で最大 法人 60万円、個人 30万円 福岡県観光振興課 9:00-17:00 (土日祝除く) 092-643-3456
県 宿泊事業者の感染防止対策支援 給付額：上限 50万円 補助率 3/4 ※福岡市・北九州両政令市除く 福岡県労働局労働政策課 9:00-17:00 (土日祝除く) 092-643-3585 太宰府市総務課人事係 092-921-2121	
県 緊急雇用創出事業 県庁 (出先機関等を含む) における直接雇用 (会計年度任用職員) 企業・団体等での雇用 (県委託等実施事業) 太宰府市 (正規雇用 10名、会計年度任用職員 20名)	

貸付 (かりる) 資金繰りのため 融資を受けたい	国 新型コロナウイルス感染症特別貸付 対象要件：売上が5%以上減少 融資利率：中小企業事業 0.21%、国民生活事業 0.46% 金利引下げ (3年間を上限に▲0.9%)、実質無利子制度あり (諸条件あり) 限度額：中小企業事業 6億円 (金利引下げ・利子補給の限度額1億円)、国民生活事業 8,000万円 融資期間：設備資金 20年以内 (据置 5年以内)、運転資金 15年以内 (据置 5年以内) 日本政策金融公庫 9:00-15:00 (土日祝除く) 福岡支店 092-431-5296 (中小企業事業) 092-411-9111 (国民生活事業) 北九州支店 093-531-9191 (中小企業事業) 093-541-7550 (国民生活事業)
	国 新型コロナウイルス対策マル経融資 対象要件：商工会等の経営指導員からの経営指導を受け、かつ売上が5%以上減少 融資利率：1.21% 金利引下げ (3年間を上限に▲0.9%)、実質無利子制度あり (諸条件あり) 限度額：通常融資枠+1,000万円 融資期間：設備資金 10年以内 (据置 4年以内)、運転資金 7年以内 (据置 3年以内) 事業資金相談ダイヤル 9:00-17:00 (土日祝除く) 0120-154-505
	国 セーフティネット保証 (4号・5号) 危機関連保証 返済困難の際、県信用保証協会が債務の肩代わり 前年比売上 20%以上減：100%保証、5%以上減：80%保証 ※下記の福岡県制度融資を利用するために必要となります。 ○取引のある金融機関 ○福岡県信用保証協会 9:00-17:00 土日祝は 092-415-2604
	県 福岡県制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」 対象要件：売上が5%以上減少 融資利率：実質無利子 (3年経過後は1.3%) (売上が20% (個人事業主は5%) 以上減少した方) 保証料率：0% (売上が20% (個人事業主は5%) 以上減少した方) 限度額：4,000万円以内 融資期間：10年以内 (据置 5年以内) 福岡県庁新型コロナ経営相談窓口 9:00-17:00 (土日祝含む) 0120-567-179
	県 福岡県制度融資「緊急経済対策資金」 対象要件：売上が5%以上減少 融資利率：1.3% 保証料率：0% (売上が20%以上減少した方) 限度額：1億円以内 融資期間：10年以内 (据置 2年以内) ○取扱金融機関 ○太宰府市商工会 092-922-4345



個人向け

給付 (もらえる)	すべての方に対して	国 特別定額給付金	一律1人 10万円を給付	※住民基本台帳に記載(4月27日時点)されているすべての人 ※DV被害者への救済措置もあります	申請受付 8月末まで	太宰府市新型コロナウイルス対策専門相談窓口 092-921-2121
	住居の確保をしたい(主に失業者向け)	国 住居確保給付金	対象: 離職・自営業の廃業等で住宅を失う恐れのある人など 支給額: 家賃相当額(上限 1人世帯: 32,000円 2人世帯: 38,000円 3~5人世帯: 41,000円(所得及び預貯金制限あり)) 支払期間: 原則3ヶ月(一定要件を満たせば最長9ヶ月まで可能)			太宰府市生活支援課 092-921-2121
	新 医療・介護従事者への支援	国 医療・介護従事者等への慰労金	対象: 感染症患者と接する医療従事者、感染した入所者と接する介護、障がい福祉サービス事業者等の職員 支給額: 一人あたり5万円~20万円			福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 事業担当 092-643-3344
	新 ひとり親世帯への支援	国 臨時特別給付金	対象: 生活が困窮しているひとり親で児童扶養手当受給世帯 支給額: 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円			太宰府市保育児童課 092-921-2121
	新 経済的に困難な学生等が学びを継続するために	国 学生支援緊急給付金	対象: 国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校 支給額: 住民税非課税世帯の学生20万円/それ以外の学生10万円 文部科学省サイト: https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html			日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) 0570-666-301
貸付 (かえる)	生活の立て直しが必要(主に失業者向け)	国 総合支援資金	複数世帯: 月20万円以内 単身世帯: 月15万円以内 据置期間: 1年以内 償還期限: 10年以内 貸付期間: 原則3ヶ月以内 ※償還時になお所得減少が続く住民税非課税世帯は返済免除の特例が受けられます	無利子		○太宰府市社会福祉協議会 092-923-3230 ○厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」 9:00-21:00(土日祝含む) 0120-46-1999
	一時的に資金が必要(主に休業者向け)	国 緊急小口資金	10万円以内、ただし特に必要と認められた場合は20万円以内 据置期間: 1年以内 償還期限: 2年以内 ※償還時になお所得減少が続く住民税非課税世帯は返済免除の特例が受けられます			
猶予・減免	税金が支払えない	国 税の徴収猶予「特例制度」	納税者・特別徴収義務者: 2020年2月以降、事業等に係る収入が前年同期比20%以上減少し、納税が困難。 個人住民税・法人税・固定資産税等すべての税目が対象			国税: 各税務署 県税: 各県税事務所 市町村税: 太宰府市税務課 092-921-2121
	国民健康保険の支払いが難しい	国 国民健康保険軽減・減免措置	軽減: 会社都合退職 やむを得ない自己都合退職者で雇用保険受給資格者証取得者 前年の給与と所得を30/100として計算 減免: 新型コロナ感染症により生計維持者が死亡・重症の世帯、前年比収入30%以上減の世帯など			太宰府市国民健康保険課 092-921-2121
	家計が急変して奨学金返済ができない	国 日本学生支援機構奨学金返還期限猶予	猶予期間: 1年毎に申請 通算10年まで 収入条件: 直近3ヶ月の給与明細書等を元に計算 ※ほかにも減額返済制度等もあり。詳細は機構へ			日本学生支援機構奨学金相談センター 9:00-20:00(土日祝除く) 0570-666-301

複雑な助成金申請手続きなどを
指導・助言します

新型コロナウイルス感染症に係る「雇用維持・労務管理」を県が **無料相談**

お問合せ先 雇用維持のための専門家助言事業運営事務局 **092-715-4383**

まもなく開始!

県「福岡の魅力再発見」キャンペーン

九州在住者(福岡含む)に対して **割引**

①本県の宿泊施設利用 **一泊最大5千円/人**

②本県を周遊する旅行商品 **一泊最大5千円/人 日帰り最大3千円/人**

福岡県議会議員
わたなべ美穂

わたなべ美穂事務所

〒818-0125 太宰府市五条 3-4-38
電話:092(918)1121 FAX:092(918)1128

●そのほかにも、公共料金、電話料金、住宅ローンなどについて、支払期限延長など個別の対応をしています。公共料金については、国からも支払猶予について柔軟な対応を要請しています。●休暇、休業、解雇等の労働に対する相談は、「新型コロナウイルス感染症 特別労働相談窓口(福岡県各地区労働者支援事務所) 8:30~17:15(土日祝除く) 福岡:092-735-6149 北九州:093-967-3945 筑後:0942-30-1034 筑豊:0948-22-1149